

EUのFTAにおける特惠原産地規則の調和と改善

田中, 晋
九州大学大学院経済学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/4796010>

出版情報 : 経済論究. 173, pp.1-22, 2022-07-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

EUのFTAにおける特惠原産地規則の調和と改善

Harmonization and improvement of preferential rules of origin in EU FTAs

田 中 晋[†]
Susumu Tanaka

1. はじめに

自由貿易協定（FTA）の効果をみる指標として、特惠関税の利用割合があるが、この利用割合に大きく影響する要因として原産地規則が挙げられる。原産地規則は、「特惠関税」を付与する条件を定義するための基準を設定し、それにより、より低い、もしくは無税となる特惠関税率の適用を可能にする。原産地規則は、FTAの締約国である輸出国で最小限の加工が行われていて、単に輸送路の変更や、船積みされただけではないことを保証するとともに、FTAによる輸出相手国での輸入時に、指定された製品がより低税率、もしくは無税の対象となることを目的としている。原産地規則の差異や貿易への影響は、FTAを締結する際に、激しい交渉の対象になる可能性があることを意味している。FTAにおける原産地規則は、輸出も輸入も同一規則であり、協定締約国との交渉により、その内容が決まるためである。そのため、同一国が締結する貿易協定であっても、貿易協定の数だけ、異なる原産地規則に仕上がることになる。貿易協定による特惠関税を利用する企業にとっては、複数の貿易協定において、原産地規則の差異が大きくなればなるほど、事務負担が増え、利用のハードルがより高くなる可能性がある。そのため、原産地規則はFTAの有効性に影響を与えると論じられてきた。

欧州委員会が2018年7月¹⁾に、EU地域委員会と欧州商工会議所が2019年8～10月²⁾に共同で、それぞれEUの輸出業者とその代表者を対象に実施した2つの調査は、原産地規則が輸出にとって最も負担の大きい要件と見なされていることや、原産地規則の複雑さがFTAを利用する際の主要な抑制要因となっていることが示された。Crivelli, Inama and Kasteng (2021)³⁾の最近の研究では、より複雑な原産地規則がFTAの利用を減らすことが示されている。Augier, Gasiorek and Lai-Tang (2004)⁴⁾は、1997年にEUのFTAに第三国累積が導入された結果、パートナー間の貿易パターンに大きな変化が生じた可能性を示唆した。企業が原産地規則要件を満たすためにサプライヤーを切り替える可能性

[†] 九州大学大学院経済学府博士後期課程

Graduate School of Economics, Kyushu University

1) European Commission, *Commission Staff Working Document, EU preferential rules of origin*, SWD (2019) 172 final/2, pp.9-10.

2) European Committee of the Regions and European Chambers, *Implementation of Free Trade Agreements Challenges and opportunities for business and regions*, Survey Results Note, November 2019.

3) Crivelli, Pramila and Inama, Stefano, Kasteng, Jonas, *Using Utilization Rates to Identify Rules of Origin Reforms: The Case of EU Free Trade Area Agreements*, EUI Working Papers, European University Institute, RSC 2021/21, Robert Schuman Center for Advanced Studies, Global Governance Programme-437, pp.39-40.

4) Augier, Patricia and Gasiorek, Michael, Lai-Tong, Charles, *The Impact of Rules of Origin On Trade Flows*, May 2004, pp.5-8.

があるため、関税インセンティブを創出することにより、原産性基準と累積規定がバリューチェーン形成に影響を与える可能性があることを示した。

原産地規則の複雑さと、EU貿易協定全体の調和の欠如は、負担の大きい原産地規則の証明手続きとともに、企業の経営者が協定で認められている特惠関税を利用することを思いとどまらせているかもしれないという一般的な認識がある。そのため、欧州委員会は既述した経緯も踏まえて、貿易協定の効果を強化するために、貿易協定の原産地規則の簡素化と調和を進めてきたことを強調している。

原産地規則は特惠関税が供与される相手国で「原産性」が認められ、特惠関税の資格がある輸入品の条件を規定している。原産地規則に関する規定は、2つの主要分野をカバーしている。一つ目は、原産性を付与する条件は品目ごとに設計されており、一般的には加工工程および/または原産材料の割合に基づくことを原則としている。このプロセスの重要な要素は、協定の締約国のみならず、特別な条件下で第3国も含めて、原産地規則が材料や付加価値、生産工程をどこまで累積できるかの判断基準を構成していることである。二つ目の要素は、製品の積送基準を含む原産性の証明手続きとなる。

Hallak (2021)⁵⁾は、EUの原産地規則の近代化について、2011年の一般特惠関税制度(GSP)の改革を起点として強調しているが、原産地証明手続きを含めた簡素化や利便性の向上についても同じことが言えるのだろうか。企業利用者からみた、より大きな変化は、新世代のFTA⁶⁾と呼ばれる協定の中でも、より直近のカナダや日本とのFTA以降ではないか。こうした問題意識のもと、原産地規則の利用に大きく影響する品目別原産地規則、累積規定、原産地証明手続き、積送基準に焦点を当て、旧世代の一部のFTAと新世代の主要なFTAを比較しながら、EU FTAの原産地規則の発展を考察する。

2. 原産地規則の役割と改善

欧州委員会は2019年4月16日、「EU特惠原産地規則」と題するスタッフ作業文書を発表した⁷⁾。これは、欧州議会が「貿易と投資のための新しい将来を見据えた革新的な将来の戦略に関する2016年7月5日の決議」⁸⁾で、過去10年間にEUの特惠原産地規則に加えられた変更を説明する報告書を要請したことを受けたものである。欧州委員会は同政策文書で、2005年3月16日に発表した政策文書「特惠貿易協定における原産地規則、将来の方向性」以降のEUの特惠原産地規則に関する発展、特に2011年のEUのGSP改革や、その後のさらなる近代化を詳述した。

原産地規則の法的規定は伝統的に以下の3つのパートで構成される。

- ①一般規定：製品の原産性を決める方法を明確にする一般規則。
- ②品目別規則：HSコードによる全製品の品目別原産地規則を示すリストで、ほとんどが類（上2桁）でいくつかが項（上4桁）レベルで規定されている。

5) Hallak, Issam, *Rules of origin in EU trade agreements*, Briefing, European Parliamentary Research Service, November 2021, European Parliament, pp.1-2, 7.

6) 欧州委員会は、2006年10月に発表した通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」以降の方針のもとで締結したFTAを新世代のFTAと定義し、旧世代のFTAと区分した。

7) European Commission, *Commission Staff Working Document, EU preferential rules of origin*, SWD (2019) 172 final/2.

8) European Parliament, *A forward-looking and innovative future strategy for trade and investment*, P8_TA(2016)0299.

③原産地手続（特惠関税待遇の要求と確認）：特惠関税が要求される時（すなわち、輸出者が作成した申告文、もしくは公式な証明書により）に、製品の原産性地位を証明する方法、ならびに締約国が税関による輸出者もしくは生産者への訪問などにより製品の原産性地位を確認する手続を規定する。

原産地規則の基本的概念はEUの貿易協定全体で一般的に安定しているが、欧州委員会は品目別規則と原産地手続が過去10年間で発展したとしている。EUの特惠原産地規則の主な変化は、最初はGSPに2011年に導入され、続いてEUのFTAに導入することが目的だったと説明されている。

欧州委員会は2015年10月に発表した通商戦略「万人のための貿易：より責任ある貿易と投資政策に向けて」⁹⁾において、原産地規則と通関手続がFTAのより良い履行において重要な役割を果たしていることを認識し、原産地規則の簡素化と一貫性に尽力し、貿易機会に関するわかり易い情報提供を行うことを約束した。特に中小企業を念頭に、FTAの効果的な履行を保証することを意図した。これらすべての側面は、EUの輸出業者と生産者のコンプライアンス費用を抑制し、EUの輸入業者の法的不確実性を制限し、EU事業者のグローバルなバリューチェーン機能を促進するために重要だと指摘した。

3. EU原産地規則の近代化

3.1 特惠原産性を決定する一般規定

欧州委員会は、原産地規則の一般的概念は概ね安定しており、公式な調和プロセスがないにもかかわらず、WTO加盟国で類似の適用がなされているとしている。最近のEUのFTAは、製品・サービスの販売に関与する企業、個人などの事業者、特に小規模企業にとってわかり易くなるよう法的規定を一層簡素化する努力が行われてきた。EU FTAのもとで特惠的な市場アクセスの便益を受けることができるのは、締約国での「原産」製品のみである。原産品として資格を得るには、締約国で「完全に得られる」、もしくは「原産材料のみから生産される」、もしくは「十分な作業、もしくは加工された」、のいずれかを満たさなくてはならない。欧州委員会は2019年4月16日のスタッフ作業文書「EU原産地規則」¹⁰⁾において、特惠原産を決定する一般規定を以下のとおり整理している。

(a)伝統的に完全に得られるものには、締約国の領土内で収穫された野菜製品や植物、締約国内で抽出・採掘された鉱物、生きている動物であって、締約国内で生まれ、かつ生育されたもの、締約国で生育された動物から得られる産品、締約国の水域で採捕された魚類、が含まれる。締約国の領海外で採捕された魚類は、船舶の「国籍」が保証される場合、すなわち、締約国の一つの旗を掲げて航行する船舶が締約国の一つで登録され、適切な所有者基準を満たす場合のみに、完全に得られるものとなる。EUの原産地規則の改革後、EUは船員の国籍に関する要件を削除した。

(b)原産材料のみから生産される製品の場合、これらの材料に非原産材料の要素が含まれていたとして

9) European Commission, *Global Europe: Competing in the world, A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy*, COM (2006), 567 final.

10) European Commission, *Commission Staff Working Document, EU preferential rules of origin*, SWD (2019) 172 final/2.

も、品目別規則を満たせば、製品は常に原産品とみなされる。

(c)製品に非締約国からの輸入材料が組み込まれている場合、品目別規則に従って、十分に作業、もしくは加工される必要がある。EU FTAで、製品の原産性を決定するために使用されるのは、次の3種類の基準となる。

a 関税分類変更基準：すべての非原産材料の関税分類（HSコード）と最終製品のHSコードの間に一定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工がなされたとして原産品と認める基準。例えば、非原産のパルプ（HS47類）から紙（HS48類）を生産する。この場合HSの類（上2桁）で関税分類が変更されたことになる。

b 付加価値基準：付加価値、もしくは投入材料が、決められた割合以上となる場合、製造あるいは加工が行われた国で、商品は原産性を獲得する。EUで使用されるモデルでは、付加価値の割合は、特惠関税の便益を受ける製品において、投入される非原産材料の最大値が示される。非締約国からFTA締約国に輸入され、製品の製造に使用される非原産材料の最大許容割合を、製品の工場引き渡し価格の割合（一般的に最大50%）、もしくは最終製品に占める重量（特定の農産品・農産加工品）として計算する。

c 加工工程基準：非原産材料に対し、品目別原産地規則で定める特定の加工が締約国内で行われたことを以て原産品と認める基準。例えば、化学物質の化学反応、糸用繊維の紡績など特定の生産処置・加工が締約国内で行われることを基準としている。この基準は主に繊維・衣類、化学分野で使用される。

一般規定は、製品の原産性を決定する方法についてさらなる分類を提供している。

(a)非原産材料に対する作業や加工は、梱包、ラベル、ロゴの添付、または製品を良好な状態に保存を目的とする作業、または単純な加工を超える必要がある。

(b)一般規定はまた、製品が原産性地位を獲得すると、それに続く加工において材料として使用される際に、全体的に原産品として取り扱うことができる吸収原則を定義している。

(c)許容限度（デミニマスルール）は、最終製品が原産性地位を失うことなく、最終製品の価格の特定割合を非原産材料とすることを可能にする。主なFTAでは最終製品の工場引き渡し価格の10%、一般特惠関税制度（GSP）やアフリカ・カリブ海・太平洋州（ACP）諸国とのいくつかの経済パートナーシップ協定（EPA）では15%に規定されている。繊維・衣類分野では、特別な許容限度が適用される。農産品・農産加工品では、許容限度は重量に占める割合で規定されることがある。

(d)EU FTAは、一般的に原産材料と非原産材料が混在して保管されることが多い製品について、原産材料と非原産材料を別々に保管することなく、代替性のある材料の会計上の分離を認めている。ただし、原産材料と非原産材料が物理的に分離されている場合よりも、原産性地位を獲得する原産品が多くなるということはない。

(e)EUは以前のFTAでは、原産性地位を維持するために、原産国からの商品の直接輸送を義務付けていた。しかし、直近のFTAでは、輸出者は、製品が変更されない限り（変更禁止ルール）、税関の管理下のもとで製品の原産性地位を保持しながら貨物を分割することができるように改正を進めている。この改正は、第3国の配送センターの利用を可能にし、国際貿易を一層促進する。欧州委員会

は以前のFTAにおいて、直接輸送ルールを変更禁止ルールに置き換えるよう努力している。

(f)いくつかのEU FTAは個別の文脈とそれぞれの関心に依じて、特定の条件で様々な種類の累積を認めている。これは、原産地規則の要件を満たす目的のために、締約相手国の原産材料を自国の原産材料として取り扱うことができることを意味する。主な累積の形態は次のとおり。

a 「二国間累積」は、FTA締約国間の原産材料の累積に適用される。1締約国からの原産材料を他の締約国の原産材料として使用することが可能。

b 「完全累積」は、締約国内で施された非原産材料への加工などによる付加価値や加工工程に適用。例えば、製品が一つの締約国で原産性を得るのに十分な加工でない場合、製品が原産性を得るために、他の締約国でのさらなる加工を累積することができる。すなわち、「生産行為の累積」が認められる。

c 貿易協定によっては、2つの締約国よりも広い地理的範囲での累積が認められる場合がある。

・一般的に、同一の原産地規則および累積規定を有するFTAに結びつけられた2カ国・地域より多い締約国間の原産材料・原産製品に関する累積は、「第三国累積」と呼ばれる。枠組みにもよるが、少なくとも関与するすべての国の税関当局間の行政協力に関する協定が必要になる。例えば、汎欧州・地中海〔EUがFTAを締結する20カ国・地域（フェロー諸島、EFTA諸国、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、コソボ、トルコ、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、パレスチナ自治政府、ジョージア、モルドバ、ウクライナ）との間で、2020年8月24日にそれぞれ適用可能となる新しい原産地規則に関する提案を採択した〕の枠組みに適用され、品目別規則と原産地手続の両面で現在、近代化と簡素化が行われている。汎欧州・地中海の枠組みでは、累積に関与するすべての国が当事国間でFTAを適用し、これらのFTAが同一の原産地規則を規定している場合のみ、第三国累積を適用することができる。これらの共通規則は、汎欧州・地中海原産地規則に関する地域条約などで定められている。

・「地域累積」は、一般特惠関税制度の文脈で適用される特別な種類の第三国累積であり、特別に定義された受益国グループ内で適用される。また、関与するパートナー国税関間の行政協力に関する合意も必要になる。異なるレベルの特惠関税を有する国の間の貿易の歪曲から保護するために、特定のセンシティブな製品は地域累積から除外される。より多くの国が特惠関税対象から卒業し、一般特惠関税の受益国の地位を失うにつれて、地域累積の範囲はますます制限されている。

3.2 品目別原産地規則の概要と2011年の改革

原産地規則規定は、一般的には関税分類であるHSコードと、「原産性」を付与するための個々の製品に紐づいたルールを使用し、製品の包括的なリストを提供することにより、品目別原産地規則を確立している。原産品と認められるためには、締約国において、製品が完全生産品であるか、十分に加工されなければならない。「原産性」は製品全体に付与されるものであり、特惠関税が特惠付国において原産商品に適用される場合、特惠関税は製品の総価額に適用され、一部分に適用されるもので

はない。

「完全生産品」の条件は、ほとんどが一次産業に適用され、典型的には採掘された鉱物、(栽培した、あるいは収穫した)植物や野菜、生きた、あるいは屠殺した動物(締約国内で生まれ、かつ育成されたもの)、同動物製品、あるいは領海内で採捕された魚となる。

製品が非締約国の材料や加工によって得られたとしても、原産性規則は、実質的な変更を示し、原産性を付与するための、締約国で十分な加工がなされたかどうかを決める条件を明細に規定している。製品の十分な加工は、製品ごとに規定されており、3.1で既述したとおり、①関税分類変更基準、②付加価値基準、③加工工程基準、の3種類の規定がある。関税分類変更基準、もしくは加工工程基準に基づくルールの利点は、証明が容易な明確かつ単純な方法で原産性を付与することができる点である。一方、付加価値基準は当局の承認対象となる負担の大きい計算を求められる。加えて、関税分類変更基準と加工工程基準は双方とも、外国為替の変動や、一次資源価格のような管理できない外部要因に影響されず、企業経営者にとって原産性の地位をより予測可能なものにしてている。にもかかわらず、関税分類変更基準と加工工程基準は、原産性を一連の特定の加工に制限したり、より包括的な付加価値基準の対象となるかもしれない他の工程を損なう可能性がある。

さらに、一つの製品に対して、複数の基準が適用されることがある。複数の基準が組み合わせられ、すべてが必要になることもあり、この場合は原産性を付与する条件はより厳しいものになる。他方、複数基準からの選択が可能な場合は、企業経営者にとって、サプライチェーンに一層の柔軟性が提供される。EUの原産地規則では、一般的には後者のより柔軟なアプローチが提供されている。

原産地規則規定はまた、原産性を付与するには、「不十分」と判断される加工リストも提供している。以下は、EU英国貿易・協力協定(TCA)に記載された不十分な加工の例である。

締約国での製品生産が非原産材料に関する以下の一つ以上の加工のみで構成される場合、製品の原産性は認められない。

- 製品が輸送・保管中に良好な状態を保つことを保証することが唯一の目的である乾燥、冷蔵、塩水に保つ、その他の類似の作業を保つこと
- パッケージの解体、もしくは組み立て
- 清浄、清掃に加え、ほこり、酸化物、油、塗料、他のカバーの除去
- 繊維、繊維製品のアイロン、プレス
- 簡単な塗装および研磨作業
- 米の殻むきおよび部分的または完全な精米、穀物と米の精白とつや出し、米の漂白

ここまで品目別原産地規則の概要を見てきたが、EUは、グローバルな貿易やバリューチェーンの変化する現実に対応するため、2011年にGSPの特恵原産地規則を改革したことを成功例の一つに挙げ、最近のFTA交渉の参照モデルとして徐々に使用されてきたことを強調している。欧州委員会は2019年4月16日のスタッフ作業文書で、2011年のGSPの原産地規則改革が、とりわけ新しいセクターの発展を反映した調整とともに、新しいFTAに関する交渉の基礎として役立つことを明確にした。ただし、FTAの原産地規則は交渉結果によるため、GSPの原産地規則を完全に複製することはできない。2011年のGSP改革以来、EUが推進する原産地規則は簡素化され、近代化されてきたと欧州委員会は説

明している。EU FTAの原産地規則はより柔軟性を持たせ、グローバルなバリューチェーンとEU産業の漸進的な統合を反映するために、より多くの非原産材料の投入を可能にすると同時に、重要な加工が締約国内で行われることを目指した。例えば、工業製品の場合、非原産材料の閾値は、旧世代の貿易協定において工場出荷価格の25～40%であったのに対して、50%に設定されたと説明している。多数の製品で代替基準が設けられ、通常は関税分類変更基準と付加価値基準とのどちらかを選択できる組み合わせとなった。これは、機械、紙、航空機、光学機器などの産業部門に当てはまり、原産地規則への準拠を促進することを意図したとしている。

3.3 一定の調和が進む品目別原産地規則

欧州委員会はこのように、2011年のGSPによる原産地規則の簡素化と近代化を起点として強調しているが、GSP以降のEUのFTAの原産地規則は実際に簡素化と調和に向かっているのだろうか。EUメキシコ・グローバル協定の貿易関連条項が発展した包括的な自由貿易協定（2000年10月発効）とEUチリ連合協定（2003年2月より暫定適用開始）を旧世代のFTAの代表として取り上げ、GSP（2010年11月18日付欧州委員会規則（EU）No 1063/2010、2011年1月適用開始）以降で、新世代のFTAに位置づけられるEU韓国FTA（2011年7月より暫定適用開始）、EUコロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定（ペルーとは2013年3月、コロンビアとは2013年8月、エクアドルとは2017年1月より暫定適用開始）、EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）（2017年9月より暫定適用開始）、日EU・EPA（2019年2月発効）、EUシンガポールFTA（2019年11月発効）、EUベトナムFTA（2020年8月発効）、EU英国貿易協力協定（TCA）（2021年1月より暫定適用開始）、の10協定における品目別原産地規則を比較した。今回取り上げる新世代のFTAでEUからの輸出額が比較的大きいHS29類（有機化学品）、64類（履物、ゲートル、その他これに類する物品、並びにこれらの部分品）、84類（原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品）、87類（鉄道用及び軌道用以外の車両、並びにその部分品及び附属品）、90類（光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品）における品目別原産地規則の違いを比べてみた（表1～4参照）。

EUメキシコ・グローバル協定及びEUチリ連合協定では、付加価値基準における非原産材料の閾値は主に工場出荷価格の40%に設定、一部25%や30%に設定されている品目もあった。一方、GSPでは後発開発途上国（LDC）以外の対象国でも非原産材料の閾値は、HS29類では40%だが、概ね50%に設定されており、HS84類や90類では70%に設定されている品目もあり、付加価値基準が満たし易くなったという欧州委員会の説明は誇張ではないことがわかる。また、EU韓国FTA以降の新世代のFTAでは、概ねGSPのLDC以外の対象国と同様な閾値が設定されているが、HS87.01～87.07項では、コロンビア・ペルー・エクアドルとの貿易協定以外では、非原産材料の閾値は45%、シンガポールに至っては40%に設定されており、必ずしもGSP以降の協定での閾値が最新の協定になるほど高くなっていく訳ではなく、交渉結果が反映された結果だとみられる。HS90類では、EUシンガポールFTAでは非原産材料の閾値が60%、EUベトナムFTAでは70%に設定されるなど、非原産材料の閾値が最新の協定ほど高くなっている品目もあるが、それは協定締結相手国の産業構造が交渉に反映された結果だと考

えられる。

そのほか、従来のEUのFTAの付加価値基準では、「非原産材料が工場出荷価額（EXW）の50%を超えないこと」といった非原産材料の最大割合を示す規定であったが、HEU・EPAでは、日本のEPAが原産性を満たすための基準として控除方式での域内原産割合（RVC）を示す基準を採用していたことから、日EU双方の基準を認め合う基準が設定された。RVCは、産品の本船渡し価額（FOB）で設定されているため、「本船渡し価額（FOB）」に含まれ、「工場出荷価額（EXW）」に含まれない価値として、港までの輸送費や、保険料などの差を5%に一律規定した。その結果、「原産材料の控除方式での原産割合（RVC）が55%以上」であれば、「非原産材料の最大割合（MaxNOM）は50%〔 $100\% - (RVC55\% - \text{差分}5\%)$ 〕以下」となり、そのどちらかを選択可能な方式で設定された。そのため、記載方法も従来の「非原産材料がEXWの50%を超えないこと」という基準と少し異なり、より簡素化された仕上がりとなった。こうした基準設定は交渉結果によるものである。このMaxNOM基準は、EU英国FTAでも採用されており、英国が交渉過程で、第三国累積に日本を加えること希望したとの情報も漏れ伝えられたことから、日EU・EPAと同一の原産地規則になることを想定した交渉が行われた可能性がある。FTAの原産地規則交渉はまさにグローバルなバリューチェーンを意識したものになっていることが窺える。

このようにみていくと、品目別原産地規則については、GSPが改革の起点となったことは事実であり、その後の個々の協定の交渉結果による改善点は、続く協定の交渉に反映されるといった好循環を生み出すメカニズムが創出されているように見える。また、それぞれのFTA間で一定の調和がみられる品目がある一方、乖離がある品目を含むFTAがあるのは、協定締約相手国のFTAの原則も踏まえた交渉結果によるものと考えられる。日EU・EPAの例にみられるように、締約国双方の基準を認め合うのは、FTAをより使いやすくし、利用割合を高めるためには、必要不可欠な手法であり、好事例と言えるだろう。

表1. EUの貿易協定における品目別原産地規則（HS29類）の比較

HSコード 品目名	発効・適用開始時期	第29類
		有機化学物品
EUメキシコ・グローバル協定	2000年10月1日 (貿易条項は包括的なFTAとして発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.01～02, 05, 15, 32～34を除く（2002年12月24日発効の改定でHS29.39を除く）
EUチリ連合協定	2003年2月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2005年3月1日発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.01～02, 05, 15, 32～34, 39を除く
一般特惠関税制度	2011年1月1日 (適用開始、欧州委員会規則1063/2010) (欧州委員会実施規則2016/481により廃止)	LDC以外の対象国の場合、関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.05, 15, 32～34を除く
EU韓国FTA	2011年7月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年12月13日発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS2905.19, 29.15, 32～34を除く
EU・コロンビア・ペルー・ エクアドル（アンデス共同体） 貿易協定	2013年3月1日 (ペルーと貿易関連条項の暫定適用開始) 2013年8月1日 (コロンビアと同暫定適用開始) 2017年1月1日 (エクアドルと同暫定適用開始)	関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS29.01～02, 05, 15, 30, 32～34, 39を除く
EUカナダ包括的経済貿易協定 (CETA)	2017年9月21日 (貿易関連条項の暫定適用開始)	関税分類変更基準（6桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は取引価格もしくは工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 加工工程基準（化学反応とCAS番号の変更：分子内結合を切断し、新しい分子内結合を形成するか、分子内の原子の空間配置を変更することにより、新しい構造を持つ分子を生成するプロセス、または精製：一方、または両方の締約国で行われ、不純物の80%が除去されること）
HEU・EPA	2019年2月1日	関税分類変更基準（6桁） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下であること、または、原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上であること） または、 加工工程基準（化学反応、精製、粒子サイズの変更、標準材料の製造、異性体分離またはバイオテクノロジー処理が行われること） ※HS2905.43～44, 2906.11, 2918.14～15, 2923.20, 2924.25～29, 2938.90, 29.40を除く
EUシンガポールFTA	2019年11月21日	関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.05は、同じ項分類の他の材料も含めることが可能。 ただし、同じ項分類の金属アルコキシドの材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） ※※HS2905.43～45は関税分類変更基準の条件が6桁 ※※HS29.06, 09, 10, 12～18, 20, 24, 31, 33, 34, 42は付加価値基準の非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと条件に使用することができる
EUベトナムFTA	2020年8月1日	関税分類変更基準（4桁、ただし、産品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU英国TCA	2021年1月1日 (暫定適用開始、 同年5月1日発効)	関税分類変更基準（6桁） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%以下であること） または、 加工工程基準（化学反応、精製、混合とブレンド、標準材料の製造、粒子サイズの変更、異性体分離、またはバイオテクノロジー処理が行われること） ※HS2905.43～45を除く

(出所) 各貿易協定から筆者作成

表2. EUの貿易協定における品目別原産地規則 (HS64類, 84類) の比較

HSコード	第64類	第84類
品目名	履物、ゲートル、その他これに類する物品、並びにこれらの部分品	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
EUメキシコ・グローバル協定	※HS64.01と05は、関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.02～04は、関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷または、HS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※HS84.02～04.06～09.11～15.18～20.23.25～31.39.41.44～48.52.56～66.69～72.80～85を除く（HS84.06～08.09の一部、12.15.29の一部、31.44～47.48の一部、56～66.69～72.80.84～85は付加価値基準のみ）
EUチリ連合協定	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※HS84.01～04.06～09.11～15.18～20.23.25～31.39.41.44～48.52.56～66.69～73.80～82.84～85を除く（HS84.06～09.12.15.18の一部、29の一部、31.44～47.48の一部、52の一部、56～66.69～73.80.81の一部、84～85は付加価値基準のみ）
一般特惠関税制度 (欧州委員会規則1063/2010)	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと） ※HS84.01.27は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）のみ ※※HS84.07～08.82は、LDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ
EU韓国FTA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと）、 または付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS84.01.04.07～08.23.25～30.32～34.43～47.56～67.69～71.74.80を除く（HS84.07.08.27は付加価値基準のみ、その他は関税分類変更基準との選択型で、非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）
EU・コロンビア・ペルー・エクトドル（アンデス共同体）貿易協定	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと）、 または付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS64.02のスポーツ用履物や履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めたものに限り）は、価格が8ユーロ以下の場合、その他の履物は、価格が11ユーロ以下の場合、HS64.03は、価格が24ユーロ以下の場合、HS64.05は、甲の部分がゴムかプラスチックの場合には11ユーロ以下の場合、甲の部分が皮革もしくは合成皮革の場合は24ユーロ以下の場合、甲の部分が繊維素材の場合は11ユーロ以下の場合、HS64.05のその他は、HS64.06に分類される履物の甲の部分が原産品であることが条件となる。 ※※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※HS84.01.06～08.12.17.20.23.26～31.39.43～48.52.56～66.69～72.79～82.86を除く（HS84.06～12.29のロードローラー、31.43～48.52.56～66.69～72.86の一部は関税分類変更基準のみで、非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないことが主流だが、30%や50%のものもある。 その他は付加価値基準との選択型で、非原産材料が製品の工場出荷価格の25%、もしくは30%、もしくは40%、もしくは50%を超えないこと、品目によって複数のパターンがあるほか、関税分類変更基準の方も使用できる非原産材料に条件がある場合がある
CETA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷または6406に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁、HS84.56～65は、84.66からの変更を除く）、 または、 関税分類変更基準（4桁、HS84.01～12内の変更、同様にHS84.14～15内の変更、HS84.18～22内の変更、HS84.50～84.52内の変更、HS84.55内の変更、HS84.56～65内の変更、HS84.67～68内の変更、HS84.73内の変更、HS84.80～83内の変更、HS84.86内の変更、ただし、最終製品と同じHS4桁に分類される非原産材料の価格が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないことを条件とする） ※HS84.13.16～17.23～30.32～42.44～49.53～54.66.69～72.74～79.84.87を除く
HEU・EPA	関税分類変更基準（2桁）、 または関税分類変更基準（4桁、HS64.01～05からの変更と、HS6406.90の中敷に取り付けられた甲の組立て品からの変更を除く）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上）	関税分類変更基準（4桁、HS84.25～30は、HS84.31からの変更を除く、HS44～47は、HS84.48からの変更を除く、HS56～65は、HS84.66からの変更を除く、HS70～72は、HS84.73からの変更を除く）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上） ※HS84.07～08は、付加価値基準のみ
EUシンガポールFTA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※HS84.01.07～08.27は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ ※※HS84.82は付加価値基準（同40%を超えないこと）のみ ※※※HS84.10～13.31.43.52.83.86は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（同50%を超えないこと）
EUベトナムFTA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと） ※HS84.01.07～08.27は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ ※※HS84.82は付加価値基準（同40%を超えないこと）のみ ※※※HS84.19.31.81は、関税分類変更基準（6桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）
EU英国TCA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）	関税分類変更基準（4桁、HS84.25～30は、HS84.31からの変更を除く、HS44～47は、HS84.48からの変更を除く、HS56～65は、HS84.66からの変更を除く、HS70～72は、HS84.73からの変更を除く、HS84.113.11～15.10.15.81～15.90.21.79.10～79.40.79.60～79.82.79.90.81は6桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下） ※HS84.07～08は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）のみ

(出所) 各貿易協定から筆者作成

表3. EUの貿易協定における品目別原産地規則（HS87類）の比較

HSコード	第87類	
	87.01～87.07項, 87.12項	87.08～87.11項, 87.13～87.16項
品目名	鉄道用及び軌道用以外の車両、並びにその部分品及び附属品	
EUメキシコ・グローバル協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.12は関税分類変更基準（4桁, HS87.14からの変更は除く）。 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.08は、関税分類変更基準（4桁, ただし、品目により利用できない非原産材料をそれぞれ規定）。 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.09～10は、関税分類変更基準（4桁, かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※HS87.11は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと, かつ非原産材料の価格が原産材料価格を超えないこと） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の20%（50cm ³ 以下のバイク）〔25%（50cm ³ 超）, 30%（そのほか）〕を超えないこと） ※※HS87.15～16は、関税分類変更基準（4桁, かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
EUチリ連合協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.12は関税分類変更基準（4桁, HS87.14からの変更は除く）。 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.09～10は、完全分類変更基準（4桁, かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※HS87.11は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと, かつ非原産材料の価格が原産材料価格を超えないこと） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の20%（50cm ³ 以下のバイク）〔25%（50cm ³ 超）, 30%（そのほか）〕を超えないこと） ※※HS87.15～16は、関税分類変更基準（4桁, かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
一般特惠関税制度 （欧州委員会規則1063/2010）	LDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）	LDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS87.11はLDC以外の対象国の場合、関税分類変更基準（4桁） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU韓国FTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）	関税分類品目行基準（4桁） または、付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと） 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS87.08, 11, 14, 16は、関税分類変更基準（4桁） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※※HS87.09～10, 15は、関税分類変更基準（4桁, かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS87.08, 11, 14, 16は、関税分類変更基準（4桁） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※※HS87.09～10, 15は、関税分類変更基準（4桁, かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
CETA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと） ※HS87.03は非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと ※※HS87.06は、関税分類変更基準（4桁, HS84.07～08, 87.08からの変更を除く）, または、HS87.06内、もしくはHS84.07～08, 87.08からの関税分類変更（4桁）の場合、当該非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※※HS87.07は、関税分類変更基準（4桁, HS87.08からの変更を除く）, または、HS87.07内、もしくはHS87.08からの関税分類変更（4桁）の場合、当該非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※※HS87.12は、関税分類変更基準（4桁, HS87.14からの変更を除く）, またはHS87.14からの関税分類変更（4桁）の場合、HS87.14の非原産材料の価格が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと	※HS87.08～09は、関税分類変更基準（4桁） または、当該HS4桁内での変更の場合、当該非原産材料の価格が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※HS87.10～11, 13は、関税分類変更基準（4桁） ※※※HS87.14～16は、関税分類変更基準（4桁） または、HS87.14～16からの関税分類変更（4桁）の場合、最終製品と同じ項分類の非原産材料の価格が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと
HEU・EPA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%以下、または、原産材料が製品の船舶渡し価格（FOB）の60%以上）	関税分類変更基準（4桁） または 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の船舶渡し価格（FOB）の55%以上）
EUシンガポールFTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.11は、関税分類変更基準（4桁） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※※HS87.14は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）
EUベトナムFTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）	付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の45%を超えないこと） ※HS87.11は、関税分類変更基準（4桁） または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※※HS87.14は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU英国TCA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%以下） ※HS87.02～04は、車両推進の主要電力源として使用されるHS85.07のバッテリーパックは原産でなければならない	関税分類変更基準（4桁） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）

(出所) 各貿易協定から筆者作成

表 4. EUの貿易協定における品目別原産地規則 (HS90類) の比較

HSコード	第90類
品目名	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
EUメキシコ・グローバル協定	<p>関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）</p> <p>※HS90.01～02, 04, 14～17, 24～25, 27, 28の一部, 29～33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）のみ、</p> <p>※※HS90.05～07, 11, 22は、関税分類変更基準（4桁）、ただし、HS90.06の一部では、利用できない非原産材料が規定されている。かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）。</p> <p>※※※HS90.09の一部は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）。</p> <p>※※※※HS90.18の残りの部分, 26は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（50%を超えないこと）</p> <p>※※※※HS90.18の一部は、関税分類変更基準（4桁）、他のHS90.18の非原産材料の利用が可能。かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）。</p> <p>※※※※HS90.18の残りの部分, 19～20は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の25%を超えないこと）。</p> <p>※※※※※HS90.28の残りの部分は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）</p>
EUチリ連合協定	<p>関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）</p> <p>※HS90.01～02, 04, 14～17, 24～25, 27, 28の一部, 29～33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）のみ、</p> <p>※※HS90.05～07, 11は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）。</p> <p>※※※HS90.18の一部, 19～20は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の25%を超えないこと）。</p> <p>※※※※HS90.28の一部は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）</p>
一般特恵関税制度 (欧州委員会規則1063/2010)	<p>関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）</p> <p>※HS90.02, 33はLDCI以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）</p>
EU韓国FTA	<p>関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）</p> <p>※HS90.01, 12～13, 20, 22, 27, 30～32は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）</p> <p>※HS90.02は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）のみ</p>
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル (アンデス共同体) 貿易協定	<p>関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）</p> <p>※HS90.01～02, 04, 14～17, 24, 25の車両の電気、もしくは電子温度計, 26の一部, 27, 28の部品・アクセサリー, 30～33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）。</p> <p>※※HS90.05～07, 11は関税分類変更基準（4桁、非原産材料が製品出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料を超えないこと）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の30%を超えないこと）</p> <p>※※※HS90.18の歯科器具もしくは歯科のスπιートンが組み込まれた歯科用椅子は関税分類変更基準（4桁、HS90.18分類的その他の材料を含む）、または付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の40%を超えないこと）。</p> <p>※※※※HS90.18のその他, 19～20, は関税分類変更基準（4桁、非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）。</p> <p>※※※※※HS90.25の車両の電気もしくは電子温度計, 26の一部, 29は付加価値基準（4桁）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の55%を超えないこと）</p> <p>※※※※※HS90.28の部品・アクセサリー以外は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料を超えないこと）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）</p>
CETA	<p>関税分類変更基準（4桁）、または、関税分類変更基準（HS 4桁内の変更で、最終製品と同じ項分類の非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないことを条件とする）</p> <p>※HS90.01は、関税分類変更基準（4桁）のみ、</p> <p>※※HS90.02は、関税分類変更基準（4桁）、または、関税分類変更基準（HS 4桁内、もしくはHS90.01からの変更で、最終製品と同じ項分類、もしくはHS90.01の非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないことを条件とする）</p>
HEU・EPA	<p>関税分類変更基準（4桁、9620からの変更は除く）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の船舶渡し価格（FOB）の55%以上）</p> <p>※HS9001.10～9001.40は、関税分類変更基準（4桁）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の船舶渡し価格（FOB）の55%以上）</p> <p>※※HS9001.50は、関税分類変更基準（4桁）。</p> <p>または、次のいずれかが行われる生産（半完成レンズを眼鏡に取り付けるために光学矯正力を備えた完成した眼鏡レンズに表面仕上げする、または、着用者の視力を改善し、保護を確実にするための適切な扱いによるレンズのコーティング）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の船舶渡し価格（FOB）の55%以上）</p>
EUシンガポールFTA	<p>関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと）</p> <p>※HS90.02, 33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ、</p> <p>※※HS90.05～08, 11, 13, 16, 25は、関税分類変更基準（4桁）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）</p>
EUベトナムFTA	<p>関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）</p> <p>※HS9001.50は、関税分類変更基準（4桁）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）。</p> <p>または、次のいずれかが行われる生産（半完成レンズを眼鏡に取り付けるために光学矯正力を備えた完成した眼鏡レンズに表面仕上げする、または、着用者の視力を改善し、保護を確実にするための適切な扱いによるレンズのコーティング）。</p> <p>※※HS90.02は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ</p>
EU英国TCA	<p>関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）</p> <p>※HS9001.50は、関税分類変更基準（4桁）。</p> <p>または、次のいずれかが行われる生産（半完成レンズを眼鏡に取り付けるために光学矯正力を備えた完成した眼鏡レンズに表面仕上げする、または、着用者の視力を改善し、保護を確実にするための適切な扱いによるレンズのコーティング）。</p> <p>または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）</p>

(出所) 各貿易協定から筆者作成

3.4 二国間累積はCETAを起点に完全累積へ

FTAの締約国において、その製品に提供される特定規則に従って、製品が十分に作業または加工されていない場合、FTAは原産地規則の要件を満たす目的で他の国の原産材料を原産材料とみなすことを許可する累積規定を含むことがある。累積には、既述したとおり、①二国間累積、②完全累積、③第三国累積、④地域累積、などがある。

より広範な累積を可能にすることにより、締約国は、累積が認められる国とのサプライチェーンの統合をさらに促進し、特惠原産性を獲得する。したがって、より散在した活動を可能にすることにより、完全累積や第三国累積は特惠享受国間の経済統合を潜在的に促進する。

それでは、累積については旧世代のFTAと比較して、新世代のFTAではどのような変化や調和があるのだろうか。EUメキシコ・グローバル協定の貿易関連条項が発展した包括的な自由貿易協定（2000年10月発効）とEUチリ連合協定（2003年2月より暫定適用開始）を旧世代のFTAの代表として取り上げ、GSP（2011年1月適用開始）以降で、新世代のFTAに位置づけられるEU韓国FTA（2011年7月より暫定適用開始）、EUコロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定（ペルーとは2013年3月、コロンビアとは2013年8月、エクアドルとは2017年1月より暫定適用開始）、EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）（2017年9月より暫定適用開始）、日EU・EPA（2019年2月発効）、EUシンガポールFTA（2019年11月発効）、EUベトナムFTA（2020年8月発効）、EU英国貿易協力協定（TCA）（2021年1月より暫定適用開始）、の10協定における累積規定を比較した（表5参照）。

最初に二国間累積をみると、旧世代のEUメキシコFTAとEUチリ連合協定では、材料のみの累積を可能とする制度であり、生産行為の累積を可能とする完全累積が採用されたのは、CETA以降であり、CETAが起点となっている。その後の日EU・EPA、EUシンガポールFTA、EUベトナムFTA、EU英国TCAのいずれにおいても完全累積が採用されている。CETA交渉で得られた経験が、その後のFTA交渉でも活かされ、利用の利便性向上に繋がったことがわかる。

一方、第三国累積については、その考え方は、2011年に適用が開始されたGSPの改正でも盛り込まれていたが、第三国累積が実際に行われるためには、協定締約国と第三国との間で累積実施のための協力に関する取り決めが必要であり、第三国産品の累積を認める条件について、別途締約国間で合意するなど諸条件が整った場合の将来的ルールの側面が強い。交渉のタイミングも影響したとみられるが、EU韓国FTAには、第三国累積の規定はない。その後の、EUコロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定では、中米、南米、カリブ諸国の原産材料の累積を特定条件のもとで認め、CETAでは、特定品目について米国との累積に関する将来規定が盛り込まれるなど、締約相手国の地域性を配慮した内容となっている。日EU・EPAでは、乗用自動車その他の自動車（HS87.03）の製造に用いられる、ガソリンエンジン（HS84.07）、ワイヤーハーネス（HS85.44）、自動車部品（HS87.08）に限定して、日本とEUがそれぞれ同一の第三国との間でFTAを締結していることや、当該第三国との間で累積を実施するのに十分な行政上の協力に関する取決めが発効していることなどを条件とする第三国累積の規定が盛り込まれている。まさに将来的ルールの意味合いが強い。また、EUシンガポールFTA、EUベトナムFTAでは、EUが将来的に他のASEAN加盟国とFTAを締結した場合に累積が可能になる規定が盛り込まれている。さらに、EUシンガポールFTAでは、議定書1（原産地規則）の附

表5. EUの貿易協定における累積規定

貿易協定名	発効・適用開始時期	二国間累積	第三国累積
EUメキシコ・グローバル協定	2000年10月1日 (貿易条項は包括的なFTAとして発効)	材料のみ	なし
EUチリ連合協定	2003年2月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2005年3月1日発効)	材料のみ	なし
一般特恵関税制度	2011年1月1日 (適用開始、欧州委員会規則1063/2010) (欧州委員会実施規則2016/481により廃止)	材料のみ	4つの地域グループ（Ⅰ：ミャンマーを除くASEAN加盟国、Ⅱ：ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ペルー、ベネズエラ、Ⅲ：バングラデッシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、Ⅳ：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）それぞれでの累積が可能。 また、グループⅠとⅢの間で地域間累積が可能。ただし、不十分な作業または加工とみなされる最小限の工程を超えるものであるという条件を満たす必要がある。 さらに、EUがFTAを締結している国との累積が、一定の手続きを得て可能となる。具体的には受益国が書面により累積の対象品目を特定し欧州委員会に要請、FTA締結国が行政上の協力に同意、受益国からの署名による了解を欧州委に送付、欧州委の審査を経て官報に公示される必要がある。
EU韓国FTA	2011年7月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年12月13日発効)	材料のみ	なし
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定	2013年3月1日 (ペルーと貿易関連条項の暫定適用開始) 2013年8月1日 (コロンビアと同暫定適用開始) 2017年1月1日 (エクアドルと同暫定適用開始)	材料のみ	中米、南米、カリブ諸国の原産材料の累積が特定の条件のもとで可能。 同条件は、当該協定の第68条第2項（f）による。税関、貿易円滑化および原産地規則に関する小委員会追加可能。
CETA	2017年9月21日 (貿易関連条項の暫定適用開始)	完全累積 (材料+生産行為)	EU、カナダ双方とFTAを締結し、当該第三国とのFTAに、CETAと同等の累積規定を有し、別途EU・カナダ間で合意する場合に可能となる。 米国については、EU、カナダ双方が米国とFTAを締結し、米国産品の累積を認める条件について、別途EU・カナダ間で合意することを条件に、HS2類、11類、16.01-03項、19類、20.02-03項、3505.10号が累積対象となる。また、HS87.01-05項については米国との間で、特別な累積規定が将来適用される条件等が規定されている。
HEU・EPA	2019年2月1日	完全累積 (材料+生産行為)	HS87.03項の乗用車生産に用いられる特定部品（HS84.07項、85.44項、87.08項）に限定して、第三国累積が可能。ただし、日本、EUの双方とFTAを締結しており、第三国を含む累積実施のための協力に関する取り決めがあり、当該協定国が相手国に通知し、日本とEUが具体的な累積を認める条件について合意する必要がある。
EUシンガポールFTA	2019年11月21日	完全累積 (材料+生産行為)	ASEAN加盟国との累積が可能。ただし、EUが当該ASEAN加盟国とFTAを締結していることに加えて、EUシンガポールFTAの原産地規則の関連規定を順守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することをEUに通知することが条件。議定書1の付属書Cに列挙される品目については、第三国の製品に適用される特恵税率が、累積に関与するすべての国において同一でない場合、または第三国の累積により得られる特恵が、当該第三国の原産品を締結国に直接輸出場合より有利になる場合は、累積が認められない。 付属書Dに列挙される特定品目（HS27類、29類、32類、33類、40類、84類、85類、90類）については、EUとFTAを締結しているか否かにかかわらず、ASEAN加盟国の原産品であれば、累積が可能。
EUベトナムFTA	2020年8月1日	完全累積 (材料+生産行為)	ASEAN加盟国や韓国の特定の原産品が、ベトナムにおける特定の製品の加工に使用された場合にのみ累積が可能。具体的には、ASEAN原産のイカ（HS0307.41号）とタコ（HS0307.51号）（いずれも生きているもの）をベトナム国内において加工品（HS1605.54号、もしくはHS1605.55号、調整し、または保存に適する処理をしたもの）にした場合のみ累積の対象。 累積の条件として、当該ASEAN加盟国がEUとFTAを締結・適用していること、およびEUベトナムFTAの原産地規則の関連規定に遵守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することをEUに通知しなければならない。この場合、ASEAN加盟国の部材の原産性は、当該ASEAN加盟国がEUと締結しているFTAの原産地規則に基づく原産性証明が必要となる。 さらに、累積によりベトナム加工品に適用されるEUのFTA税率が、当該第三国の加工品をEUに輸入した際に適用される関税率と同等またはそれより高い場合に限定される。 韓国との第三国累積は、韓国原産の布（fabric）を、ベトナム国内において衣料品（HS61-62類）に加工する場合のみとなっている。これは、EU韓国FTAが有効であることを前提とし、EUベトナムFTAの原産地規則の関連規定を遵守している上、当該原産地規則の適正な運用に協力することをEUに通知していることが条件となる。韓国部材の原産性は、EU韓国FTAに基づく原産地証明が必要となる。 同FTAの発効時点では、EU側は第三国累積を認める規定はなく、片務的措置となっている。協定上、EU側、ベトナム側ともに、今後第三国累積の対象を拡大する可能性がある。
EU英国TCA	2021年1月1日 (暫定適用開始、同年5月1日発効)	完全累積 (材料+生産行為)	なし

(出所) 各貿易協定から筆者作成

属書Dに列記される特定品目については、EUとFTAを締結しているか否かにかかわらず、ASEAN加盟国の原産品であれば、累積に含めることが認められる。対象となるのは、石油(HS27.10, HS27.11)、エーテル等の有機化学品(HS29類の一部)、印刷用インク(HS32.15)、精油(HS33.01)、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルトチェン(HS40.10)、ディーゼルエンジン(HS84.08)、その他の原動機(HS84.12)、ギヤボックスその他の変速機(HS84.83)、トランスフォーマー、スタティックコンバーター、一次電池、マイクロホン、ディスク等の録音装置、電気機器の電気絶縁用物品(HS85類の一部)、光学望遠鏡、写真機、光学顕微鏡、液晶デバイス、バイドロメーター(HS90類の一部)で、いずれも原材料や自動車等の主要部品となっている。また、EUベトナムFTAでは、EUの他のASEAN加盟国とのFTAの有無にかかわらず、ASEAN原産のイカ(HS0307.41)とタコ(HS0307.51)(いずれも生きているもの)をベトナム国内において加工品(HS1605.54, もしくはHS1605.55, 調整し、または保存に適する処理をしたもの)にした場合に累積の対象となる特別な規定も盛り込まれている。さらに、韓国原産の布を使い、ベトナム国内で衣料品(HS61~62類)に加工する場合に累積の対象となる規定も含まれている。こうした一部の特別な規定を除けば、第三国累積は将来規定の要素が強く、将来的に条件が整った場合に累積が可能となる規定となっている。EUのFTAネットワークが将来的に広がっていくに従い、第三国累積の実施可能性も拡大していくことが見込まれる。

4. 原産地証明の簡素化と積送基準の柔軟化

4.1 カナダ、日本、英国との間で自己証明制度を導入

製品の原産地を証明する手順は、FTAの原産性規定で定義されており、その複雑さはFTAの利用と効果に影響するもう一つの要因である。原産地証明書は従来、輸出国の当局または認定機関により発行されるか、認定輸出者によりインボイス申告が行われてきた。欧州委員会は原産地証明制度において、2014年の欧州会計監査院の勧告¹¹⁾に対し、証明方法がより柔軟な輸出者による自己証明に置き換えることを継続して促進すると回答したが、同勧告を境に、自己証明に変わってきているのかどうかをみてみたい。2000年10月に発効したEUメキシコの包括的なFTAや、2003年2月に貿易関連事項の暫定適用を開始したEUチリ連合協定を、旧世代のFTAとして、新世代のFTAに位置づけられるEU韓国FTA(2011年7月より暫定適用開始)、EUコロンビア・ペルー・エクアドル(アンデス共同体)貿易協定(ペルーとは2013年3月、コロンビアとは2013年8月、エクアドルとは2017年1月より暫定適用開始)、EUカナダ包括的経済貿易協定(CETA)(2017年9月より暫定適用開始)、日EU・EPA(2019年2月発効)、EUシンガポールFTA(2019年11月発効)、EUベトナムFTA(2020年8月発効)、EU英国貿易協力協定(TCA)(2021年1月より暫定適用開始)と、原産地規則改革の起点になったとされる一般特惠関税制度(GSP)も加えた10協定で、原産地証明の方法を比較した(表6参照)。

旧世代に位置づけられるメキシコ、チリの協定では、原産地証明を輸出国当局の認定機関で発給す

11) European Court of Auditors, *Are preferential trade arrangements appropriately managed ?*, Special Report No 02/2014, p.49.

る第三者証明制度か、認定輸出者自己証明制度の二択だった。EUの旧世代のFTAでは、製品の原産地は、輸出国の税関当局によって発行されたEUR.1移動証明書（または、汎欧州・地中海累積地域ではEUR-MED）により証明されるのが一般的だった。輸出者がインボイス宣言により自身で証明書を作成できるのは6,000ユーロを超えない範囲の貨物に限られていた。それが初めての新世代FTAとなるEU韓国FTAで、第三者証明制度の選択肢がなくなり、認定輸出者自己証明制度のみとなった。しかしながら、その後のEUコロンビア・ペルー・エクアドルとのFTAでは、旧世代のメキシコやチリの協定と同様の第三者証明制度か、認定輸出者自己証明制度の2択に戻った。そして、CETAで、自己証明（自己申告）制度が初めて導入されたが、同制度が採用されたのは、今のところ日EU・EPAとEU英国TCAを含めた3協定に留まっている。自己申告制度は一定の条件のもとで、輸出者が誰でも原産地証明を自ら作成することが可能になる制度で、それまでの認定輸出者自己証明制度から、簡素化され使い勝手が格段に良くなった。輸出者自身で証明を申告として作成できるというのは時間、費用の両面で特惠関税申請がしやすくなることを意味する。原産地申告の電子発行や提示も受け付けられるようになってきている。さらに、米国やオーストラリアで採用されていた「輸入者の知識」が日EU・EPAで初めて採用され、その後の英国との貿易協力協定でも採用された。こちらは文字通り、輸入者の原産性の知識に基づいて、輸入者側が原産性証明に責任を持つ制度で、輸出者から原産性に関する

表6. EUの貿易協定における原産地証明制度

協定名	発効・適用開始時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度（自己申告制度）	
				輸出者（生産者含む） による原産地申告	輸入者の知識
EUメキシコ・グローバル協定	2000年10月1日 (貿易条項は包括的なFTAとして発効)	○ (EUでは移動証明EUR.1発給)	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
EUチリ連合協定	2003年2月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2005年3月1日発効)	○ (EUでは移動証明EUR.1発給)	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
一般特惠関税制度	2011年1月1日 (適用開始、欧州委員会規則 1063/2010) (欧州委員会実施規則2016/481 により廃止)	○ (EUでは移動証明EUR.1発給)	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
EU韓国FTA	2011年7月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年12月13日発効)	—	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
EU・コロンビア・ペルー・ エクアドル（アンデス共同体） 貿易協定	2013年3月1日 (ペルーと貿易関連条項の暫定 適用開始) 2013年8月1日 (コロンビアと同暫定適用開始) 2017年1月1日 (エクアドルと同暫定適用開始)	○ (EUでは移動証明EUR.1発給)	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
CETA	2017年9月21日 (貿易関連条項の暫定適用開始)	—	—	○	—
日EU・EPA	2019年2月1日	—	—	○	○
EUシンガポールFTA	2019年11月21日	—	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
EUベトナムFTA	2020年8月1日	○ (EUでは移動証明EUR.1発給)	○	△ (6,000ユーロを超えない場合)	—
EU英国TCA	2021年1月1日 (暫定適用開始、 同年5月1日発効)	—	—	○	○

(注) △は6,000ユーロを超えない場合のみ適用されることを意味する。

(出所) 各貿易協定から筆者作成

情報を十分に得られる関係にあることが前提となる。

こうしてみると、原産性の証明方法は、より利便性の高い方法にシフトしてきていると言えなくもないが、協定相手国により、制度上の差異が明らかに存在している。原産性の確認は輸入者によって開始されるため、行政協力の依存し、輸入国当局が最終決定するため、行政協力の信頼度や、協定締約国の既存の規則との関係・整合性なども原産地証明の方法に影響していると考えられる。

4.2 積送基準は直接輸送ルールから変更禁止ルールへ置き換え

積送基準に関する制限は、商品が輸入国の領土に入るときに輸出国により取得された証明書が有効であり、加工が行われなかったことを確認することが目的。表7にまとめた10協定で、積送基準を比較した。一般特惠関税制度（GSP）において、それまでの直接輸送ルール（direct transport rule）が2011年1月に適用開始となった規則1063/2010の第74条で規定された、より柔軟な非加工規則（no-manipulation rule）に置き換えられた。交渉等のタイミングも影響したとみられるが、GSPに続くEU韓国FTAや、EUコロンビア・ペルー・エクアドルFTAでは、直接輸送ルールが維持されたが、EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）以降の協定では第三国経由輸送の条件を規定、もしくは変更禁止ルール（non-alteration）を採用しており、欧州委員会は、旧世代のFTAと同様にEU韓国FTA（議定書第13条）で規定した直接輸送ルールを変更禁止ルールに置き換えている。積送基準については、GSPの改革が起点となり、柔軟化が進んだと言えそうだ。旧世代のFTAでは、加工が行われなかったことを確認する目的を達成するため、直送輸送ルールが適用されていたため、商品を直接出荷する必要があった。新しい、よりビジネス寄りのEU FTAモデルでは、「単一貨物」を構成する製品が、経由国での自由流通のために、加工されたり、通関されたりしない場合に限り、他地域を経由して輸送することを許可する変更禁止ルールが規定されている。経由地では、原産性を維持するために、製品の荷降ろしと再荷積み、または製品を良好な状態に保つように設計された以外の作業は認められていない。その証拠は、税関当局に提出される。変更禁止ルールは、特に第三国の流通物流センターの利用が可能になるため、貿易を容易にし、関連コストの削減に繋がるものとなった。

表7. EUの貿易協定における積送基準

協定名	積送基準
EUメキシコ・グローバル協定	直接輸送
EUチリ連合協定	直接輸送
一般特惠関税制度	変更の禁止
EU韓国FTA	直接輸送
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定	直接輸送
CETA	変更の禁止 （第三国経由輸送）
H EU・EPA	変更の禁止
EUシンガポールFTA	変更の禁止
EUベトナムFTA	変更の禁止
EU英国TCA	変更の禁止

（出所）各貿易協定から筆者作成

5. FTA利用を左右する原産地規則の重要性

欧州議会は新しい前向きで革新的な将来の貿易・投資戦略に関する2016年7月5日の決議で、原産

地規則が、どの商品が実際に自由貿易協定の恩恵を受けるかを決定するため、「貿易自由化の真の範囲」を決定するものであることを指摘した。それにもかかわらず、原産地規則が貿易政策に関する公共の議論ではしばしば見逃されており、それまで欧州議会の分析の対象となっていなかったとした。そのため、欧州委員会に対し、過去10年間に、CN（HSに相当するEUでの関税分類）4桁レベルで、原産地規則に対するFTAのデフォルト交渉ポジションに対して行った変更を特定し、その変更理由を説明する報告書を作成するよう要請した。また、ビジネス環境がグローバルな生産チェーンにますます依存するようになってきているため、欧州議会は原産地規則を近代化するという欧州委員会の発表を歓迎し、原産地規則の近代化は、EUが交渉するすべてのFTAにおいて優先事項でなければならないと強調した。さらに、欧州議会は欧州委員会に対し、付加価値基準と関税分類変更基準に関して、あまり多くを要求しない要件となるよう「柔軟な」原産地規則を求めた。加えて、通関手続の合理化や、原産地規則の簡素化を通じて、中小企業の取引コストを削減する必要性についても言及した。欧州議会はそのため、EU関税領域全体における税関規則・手続のより効果的な適用のために、統一されたEU税関サービスを設置するよう改めて要請した。

欧州委員会は最後の点に関し、EUの貿易と加盟国税関を調和させるという継続的な目標を掲げて、2020年9月28日に関税同盟の行動計画を開始し、EUの関税同盟をより効率的にするための措置を打ち出した。行動の主要な要素は、加盟国税関当局向けの情報共有を強化し、企業が申告を容易にするための税関の単一窓口環境を確立するものである。

欧州議会は共通通商政策の実施に関する2020年10月7日の決議（年次報告書2018）¹²⁾で、EUのFTA相手国の一部から報告されたEU輸出に関する低い特惠関税利用率に対する懸念を改めて表明した。それは「小規模事業者にとって貿易自由化戦略の利益が限定されている」ことを意味する。特に、異なる貿易相手国へのEU輸出での特惠関税利用には大きな差異があり、異なる貿易相手国からのEU輸入での特惠関税利用関税にはほとんど差異がないことに着目している。そのため、欧州委員会に対し、特惠関税の利用をさらに分析し、新しい革新的なツールと実用的な解決策を前進させるよう要請するとともに、柔軟で、合理化された複雑でない原産地規則の重要性を指摘した。欧州議会はまた、中小企業の原産地規則の利用と理解を促進するよう欧州委員会に要請した。欧州議会によると、中小企業は国際貿易において「重要な役割」を果たしているが、中小企業はその規模と限られたリソースのために、管理費用と官僚主義による大きすぎる影響を受けているとしている。

欧州議会はEUベトナムFTA締結に関するEU理事会決定案に関する2020年2月12日の非立法決議¹³⁾において、同FTAに含まれる原産地規則がEUのアプローチに従っていること、それらの主な特徴が、EUの一般特惠制度やシンガポールとのFTAと同一であるという事実を歓迎した。欧州議会はまた、欧州委員会に対し、原産地規則の実施を監視し、第三国からの再包装製品など、あらゆる種類の改ざんや濫用に対する行動強化を求めた。ベトナムは、原産地規則に準拠するために、地域内で

12) European Parliament, *Implementation of the common commercial policy - annual report 2018*, P9_TA(2020)0252, point 44, 76.

13) European Parliament, *Conclusion of the EU-Viet Nam Free Trade Agreement (Resolution)*, P9_TA(2020)0027, point 10-11.

GSPを享受する他の貿易相手国からの累積がもはや使用できなくなることに留意し、FTAにおける原産地規則が、特に現在、GSP、GSPプラス、武器以外のすべて（EBA）スキームの恩恵を受けている国との既存のバリューチェーンを不必要に壊すべきでないことを強調した。最後の点は、表5でも示したとおり、EUベトナムFTAの第三国累積の交渉結果を踏まえた内容に対する指摘となっている。

さらに、欧州議会は英国との交渉のために提案された交渉権限（マネデート）に関する2020年2月7日の決議¹⁴⁾で、原産地規則は、最新のEU FTAを反映し、EU生産者の利益に基づくべきとした。EU域外国に対して、製品の原産地規則などを維持することの一貫性を確保することにより、いかなる「ただ乗り」も回避する必要があるとした。これは「ただ乗り」手段として、累積が利用されることへの警告だと考えられる。こうした欧州議会の決議もあり、EU英国TCAでは、第三国累積に関する規定が見送られる結果になったものとみられる。

原産地規則は複雑で相手国との交渉に依存しており、その調和はEUにとって真の課題となっている。欧州委員会は2021年2月18日に発表した通商政策の最新の見直し¹⁵⁾の中で、原産地規則に関する政策行動が次の分野でさらに必要だと指摘した。

- EUの利害関係者の利益を考慮したEUのFTAにおける特惠原産地規則の一層の調和
 - EU産業界、特に中小企業を支援する新たなオンラインツールの開発と、企業が製品の原産性判断をすることを支援する欧州委員会の「原産地規則自己評価（ROSA）」オンラインツールの改善
 - シナジーを強化することを目的とした、アフリカ諸国との貿易協定に適用される原産地規則の調和
- なお、情報の欠如は、FTAを利用する上での障害として企業からしばしば指摘される。欧州委員会はこのため、それぞれの製品に適用可能な原産地規則を簡単な説明と事例でガイドし、製品が様々なFTAにおいて、原産地規則に準拠し特惠待遇資格があるかどうかを自己評価できるインタラクティブな原産地規則自己評価（ROSA）オンラインツールを開発した。企業の手続きを容易にするために、ROSAには、特惠関税を得るための原産地証明書に必要な文書に関する明確な指示が含まれている。

欧州委員会は2022年3月7日に発表した通商総局の「管理計画2022年」¹⁶⁾においても、EU域外国に輸出する際に、企業が原産地規則を正確に適用することを手助けするROSAオンラインツールの改良を行うことを明らかにしている。

欧州委員会はまた、EU FTAとアフリカ大陸自由貿易地域（AfCFTA）加盟国との原産地規則の調和にも取り組んでいる。さらに、EUは、アフリカの貿易を強化するために、世界税関機構（WCO）が実施するWCO基準に基づく商品の分類の調和に関するプログラムに資金を提供している。同プログラムは、対象国の関税分類制度を設計、実施、管理する税関行政能力を構築することを目的としている。これらの国内制度は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）や、国際基準、地域基準、アフリカ大陸基準、およびコミットメントとベストプラクティスに準拠す

14) European Parliament, *Proposed mandate for negotiations for a new partnership with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*, P9_TA(2020)0033, point 14(v).

15) European Commission, *Trade Policy Review—An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy*, COM (2021) 66 final, pp.18-21.

16) European Commission, *Management plan 2022*, Directorate-General for Trade, Ref.Ares(2022)332175-17/01/2002, p. 17.

る必要がある。

6. 結びに代えて

本稿では、EUが経済目的を主眼とするFTA戦略に舵を切った2006年10月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の変遷を、FTAの効果を示す特惠関税利用割合への影響が大きい原産地規則に焦点を当てて整理した。新たなFTAの締結や見直しにおいて、原産地規則の簡素化や調和に向けて欧州委員会が尽力していることや、欧州議会が原産地規則の近代化という欧州委員会のイニシアチブを支持し、企業の利便性を重視している点ことが確認できた。一方で、欧州委員会が進める原産地規則の簡素化と調和については、以下の点を解明することができた。

第1に品目別原産地規則について、異なるFTAにおいても一定の調和が進んでいるが、交渉結果により規定されるため、相手国の産業構造により差異が生じるのは避けられない。そのため、直近に締結したFTAであればあるほど、それまでのFTA交渉経験を踏まえて条件を満たしやすい原産地規則になる訳ではない。第2に、FTAの特恵関税の利用に影響を与える原産地証明制度について、カナダとの包括的経済貿易協定（CETA）以降、自己証明（自己申告）制度を採用するFTAが増えてきたが、必ずしも直近のすべてのFTAで採用されている訳ではなく、カナダ、日本、英国との3協定に限定されている。輸入者側が原産性証明を行う「輸入者の知識」については日本と英国の2協定に限られている。原産性の確認は輸入者により開始され、行政協力に依存し、輸入国当局が最終決定するため、行政協力の信頼度や、締約相手国の既存規則との関係・整合性なども原産地証明の方法に影響していると考えられる。シンガポールやベトナムとのFTAでは、認定輸出者自己証明制度までにとどまっておらず、将来的な自己証明制度への移行の可能性について協議の有無も公表されていない。第3に、積送基準について、旧世代のFTAでは標準だった「直接輸送」ルールについて、CETA以降のFTAでは「変更禁止」ルールに置き換えられた。EU韓国FTA適用5年後の評価でも、直接輸送要件が特惠関税の恩恵を受けるために、輸出業者がアジアの地域拠点を介して取引することを妨げている点が指摘されたが、「変更禁止」ルールへの置き換えにより、直近のFTAでは、第三国での物流センターの利用が可能になった。EUのFTA効果監視メカニズムの中で、改善が図られた代表的な事例と言える。

欧州委員会通商総局は「管理計画2022年」において、最直近のFTAである韓国、カナダ、日本、シンガポール、ベトナムとのFTAの円滑かつ効果的な履行を保証することに焦点を当て続けるほか、メキシコ、チリ、コロンビア・ペルー・エクアドル、中米との貿易協定の効果的履行を追求するとしている。欧州委員会はこのようにFTAの履行を監視するとともに、協定義務の準拠への保証を、協定に関連する委員会や特別委員会の運営を通じて行っていく意向を示している。こうした効果監視メカニズムが「原産地規則」の一層の簡素化と調和に寄与することが予想される。

以上により、EUが2006年10月以降のFTA戦略において導入した目標管理型の効果監視メカニズムにおいて、「原産地規則」の調和と利便性の向上を発展させてきていることの一部を示すことができた。と考える。

主要参考文献一覧

日本語文献

- ジェットロ「特惠関税に関する原産地規則（EU）」、ユーロトレンド、2006年2月。
- ジェットロ「EUのFTAにおける原産地証明制度」、ユーロトレンド、2008年10月。
- ジェットロ『EU韓国FTAの概要と解説』、海外調査シリーズNo.384、2011年5月。
- ジェットロ「EUのGSP原産地規則ガイド（仮訳）」、ユーロトレンド、2012年5月。
- ジェットロ「EU韓国FTAの履行状況、および第三者インボイスでのFTA活用時の留意点」、ユーロトレンド、2012年5月。
- ジェットロ「EU特惠関税に関する原産地制度」、ユーロトレンド、2018年10月。
- ジェットロ『HEU・EPA解説書 HEU・EPAの特惠関税の活用について』、2020年3月改定版、2020年4月。
- 長谷川実也「特惠原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き—特惠原産地規則の簡素化への多国間の枠組みの役割—」『ファイナンシャル・レビュー』令和元年第5号（通巻第140号）、財務省財務総合政策研究所、2019年11月。

英語文献

- Augier, Patricia and Gosiorek, Michael, Lai-Tong, Charles, *The Impact of Rules of Origin On Trade Flows*, May 2004.
- Breton, Paul and Manchin, Miriam, *Making EU Trade Agreements Work, The Role of Rules of Origin*, CEPS Working Documents No.183, March 2002, Center for European Policy Studies.
- Crivelli, Pramila and Inama, Stefano, Kasteng, Jonas, *Using Utilization Rates to Identify Rules of Origin Reforms: The Case of EU Free Trade Area Agreements*, EUI Working Papers, European University Institute, RSC 2021/21, Robert Schuman Center for Advanced Studies, Global Governance Programme-437.
- Estevadoerdal, Antoni and Suominen, Kati, *Rules of Origin in FTAs in Europe and in the Americas: Issues and Implications for the EU-Mercosur Inter-Regional Association Agreements*, INTAL-ITD, Working Paper 15, Integration and Regional Programs Department, Inter-American Development Bank.
- European Court of Auditors, *Are preferential trade arrangements appropriately managed ?*, Special Report No 02/2014.
- European Commission, *Green Paper on the future of rules of origin in preferential trade arrangements*, COM (2003) 787 final.
- European Commission, *The rules of origin in preferential trade arrangements, Orientations for the future*, COM (2005) 100 final.
- European Commission, *Commission Staff Working Document, EU preferential rules of origin*, SWD (2019) 172 final/2.
- European Commission, *Trade Policy Review—An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy*, COM (2021) 66 final.
- European Commission, *Management plan 2022*, Directorate-General for Trade, Ref.Ares(2022)332175-17/01/2002.
- European Commission, *Report from The Commission to The European Parliament, The Council, The European Economic and Social Committee and The Committee of The Regions on Implementation and Enforcement of EU Trade Agreements*, COM (2021) 654 final.
- European Committee of the Regions and European Chambers, *Implementation of Free Trade Agreements Challenges and opportunities for business and regions*, Survey Results Note, November 2019.
- European Parliament, *A forward-looking and innovative future strategy for trade and investment*, P8_TA(2016)0299.
- European Parliament, *Implementation of the common commercial policy—annual report 2018*, P9_TA(2020)0252.
- European Parliament, *Conclusion of the EU-Viet Nam Free Trade Agreement (Resolution)*, P9_TA(2020)0027.
- European Parliament, *Proposed mandate for negotiations for a new partnership with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*, P9_TA(2020)0033.
- Hallak, Issam, *Rules of origin in EU trade agreements*, Briefing, European Parliamentary Research Service, November 2021, European Parliament.
- Jones, Vivian C. and Wong, Liana, *International Trade : Rules of Origin*, Updated March 3, 2020, CRS Report,

- Congressional Research Service.
- Kramer, Esther, *Establishing an EU single window for customs*, Briefing, Initial Appraisal of European Commission Impact Assessment, European Parliamentary Research Service, February 2021, European Parliament.
- Naumann, Eckart, *Comparing EU free trade agreements, Rules of Origin*, In Brief, No.61–April 2006, European Center for Development Policy Management.
- Official Journal of the European Union, *Regulation (EU) No 978/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 applying a scheme of generalised tariff preferences and repealing Council Regulation (EC) No 732/2008*, OJ L 303, 31.10.2012, pp.1-82.
- Official Journal of the European Union, *Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000–Joint Declarations*, OJ L 157, 30.6.2000, pp. 10-29. and OJ L 245, 29.09.2000, pp.1-1168.
- Official Journal of the European Union, *Agreement establishing an association between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Chile, of the other part*, OJ L 352, 30.12.2002, pp.3-1439.
- Official Journal of the European Union, *Commission Regulation (EU) No 1063/2010 of 18 November 2010 amending Regulation (EEC) No 2454/93 laying down provisions for the implementation of Council Regulation (EEC) No 2913/92 establishing the Community Customs Code*, OJ L 307, 23.11.2010, pp.1-81.
- Official Journal of the European Union, *Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part*, OJ L 127, 14.5.2011, pp.6-1343.
- Official Journal of the European Union, *Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part*, OJ L 354, 21.12.2012, pp.3-2607.
- Official Journal of the European Union, *Notice concerning the provisional application between the European Union and Peru, of the Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part*, OJ L 56, 28.2.2013, p.1.
- Official Journal of the European Union, *Protocol of Accession to the Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part, to take account of the accession of Ecuador*, OJ L 356, 24.12.2016, pp.3-1456.
- Official Journal of the European Union, *Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part*, OJ L 14.01.2017, pp.23-1081.
- Official Journal of the European Union, *Notice concerning the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part*, OJ L 238, 16.09.2017, p.9.
- Official Journal of the European Union, *Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership*, OJ L 330, 27.12.2018, pp.3-899.
- Official Journal of the European Union, *Free Trade Agreement between the European Union and the Republic of Singapore*, OJ L 294, 14.11.2019, pp.3-755.
- Official Journal of the European Union, *Free Trade Agreement between the European Union and the Socialist Republic of Viet Nam*, OJ L 186, 12.6.2020, pp.3-1400.
- Official Journal of the European Union, *Trade and Cooperation Agreement between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part*, OJ L 149, 30.4.2021, pp.10-2539.